**○農林水産省令第四十八号**

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三十二条第二項第二号の規定に基づき、関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第二号の農林水産省令で定める方法を定める省令を次のように定める。

平成三十年七月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第二号の農林水産省令で定める方法を定める省令

関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第二号の農林水産省令で定める方法は、次の表の上欄に掲げる種類の添加物を下欄に掲げる割合以上均一に混合することとする。

| 添加物の種類 | 全重量に占める添加物の割合 |
|---|---|
| 食用青色一号（別名ブリリアントブルーＦＣＦ） | ○・○○一二パーセント |
| 食用青色二号（別名インジゴカルミン） | |

**附　則**

この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。

**○農林水産省令第四十九号**

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第七条第一号の規定に基づき、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年農林水産省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部改正） | （砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部改正） |
| **第一条**　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。 | **第一条**　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。 |
| （略） | （略） |
| 第二条中「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（」の下に「昭和四十年法律第百九号。」を、「算出は、」の下に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締約国以外の国又は地域から輸入された」を加え、「に規定する特殊糖」を「の特殊糖」に改め、「額から当該平均輸入価格を控除してするものとし」の下に「、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締約国から輸入された高糖度原料糖については、当該平均輸入価格を高糖度原料糖についての同表の下欄に掲げる係数で除して得た額に環太平洋パートナーシップ協定の締約国から輸入された高糖度原料糖についての本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額から粗糖についての本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額を控除して得た額を加えて得た額（法第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格の算出に当たっては、当該除して得た額）から当該平均輸入価格を控除してするものとし」を加え、「に規定する機構の指定糖」を「の規定により定められる機構」に改め、同条の表高糖度原料糖の項中「○・九八五」を「一・○○○」に改める。 | 第二条中「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（」の下に「昭和四十年法律第百九号。」を、「算出は、」の下に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締約国以外の国又は地域から輸入された」を加え、「に規定する特殊糖」を「の特殊糖」に改め、「額から当該平均輸入価格を控除してするものとし」の下に「、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締約国から輸入された高糖度原料糖については、当該平均輸入価格を高糖度原料糖についての同表の下欄に掲げる係数で除して得た額に環太平洋パートナーシップ協定の締約国から輸入された高糖度原料糖についての本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額から粗糖についての本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額を控除して得た額を加えて得た額（法第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格の算出に当たっては、当該除して得た額）から当該平均輸入価格を控除してするものとし」を加え、「に規定する機構の指定糖」を「の規定により定められる機構」に改め、同条の表高糖度原料糖の項中「○・九八五」を「一・○○○」に改める。 |
| （略） | （略） |
| **附　則** | **附　則** |
| （施行期日） | （施行期日） |
| 1　この省令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、環太平洋パートナーシップ協定が日本について効力を生ずる日の前日から施行する。 | 1　この省令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。 |
| （調整規定） | （新設） |
| 2　環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、第一条のうち砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第二条の改正規定及び附則第一項中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定」とする。 | |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。